

麻薬及び向精神薬取扱いの手引き

(麻薬小売業者用)

令和2年3月

長崎県福祉保健部
薬務行政室

目 次

I 麻薬の取扱い

第1 免 許	-----	1
第2 譲渡・譲受	-----	3
第3 保管・管理	-----	7
第4 麻薬処方せんの受付	-----	8
第5 帳簿の記載	-----	8
第6 麻薬の廃棄	-----	15
第7 麻薬の事故届	-----	15
第8 年間届	-----	16
第9 携帯輸出入	-----	17
第10 服薬指導（在宅）	-----	17
第11 立入検査	-----	18
第12 麻薬廃棄フローチャート	-----	19

II 向精神薬の取扱い

第1 免 許	-----	23
第2 譲受け	-----	23
第3 譲渡し	-----	23
第4 保 管	-----	24
第5 廃 棄	-----	24
第6 事 故	-----	24
第7 記 録	-----	25
第8 薬局管理者の業務	-----	26
第9 立入調査	-----	26
第10 その他	-----	26

III 申請書等様式

1. 麻薬取扱者免許申請書	-----	28
2. 診断書	-----	29
3. 役員業務分担表	-----	30
4. 麻薬取扱者免許証記載事項変更届	-----	31
5. 麻薬取扱者免許証記載事項変更届遅延理由書	-----	32
6. 麻薬小売業者役員変更届	-----	33
6. 麻薬取扱者免許証再交付申請書	-----	34
7. 麻薬取扱者業務廃止届	-----	35
8. 麻薬取扱者業務廃止届遅延理由書	-----	36
9. 残余麻薬届（九州各県共通様式）	-----	37
10. 残余麻薬譲渡届（九州各県共通様式）	-----	38
11. 麻薬廃棄届	-----	39
12. 調剤済麻薬廃棄届	-----	40
13. 麻薬事故届	-----	41
14. 麻薬年間届（九州各県共通様式）	-----	42
15. 麻薬年間届訂正願	-----	43
16. 麻薬年間届訂正願別紙	-----	44
17. 麻薬小売業者間譲渡許可申請書	-----	45
18. 別紙様式1	-----	46
19. 麻薬小売業者間譲渡許可変更届	-----	47
20. 別紙様式5	-----	48
21. 麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届	-----	49
22. 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書	-----	50
23. 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届	-----	51
24. 麻薬譲受確認書	-----	52
25. 麻薬譲渡確認書	-----	53
麻薬関係各種申請・届・業務等一覧	-----	54

※ この手引きの中で「法」とは、特別の記載がない限り「麻薬及び向精神薬取締法」（昭和28年法律第14号）を指します。

I 麻薬の取扱い

第1 免 許

1. 免許の種類（法第2条・第3条）

麻薬を取り扱うには、麻薬取扱者の免許を取得する必要があります。

厚生労働大臣の免許：麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、
麻薬元卸売業者

都道府県知事の免許：麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者
ここでは、麻薬小売業者と関係が深い、次の免許の定義について説明します。

(1) 麻薬小売業者

都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいいます。

なお、この免許については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）の規定による薬局開設の許可を受けている者でなければなりません。

(2) 麻薬施用者

都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者（医師、歯科医師又は獣医師）をいいます。

(3) 麻薬卸売業者

都道府県知事の免許を受けて、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいいます。

2. 免許の申請（法第3条）

麻薬小売業者の免許申請は、「免許申請書」を県知事あて提出してください。

[添付書類等]

① 医師の診断書

ア) 合名会社：定款に別段の定めがないときは社員全員

イ) 合資会社：定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員

ロ) 合同会社：定款に別段の定めがないときは社員全員

エ) 株式会社（特例有限会社を含む。）：会社を代表する取締役及び法の免許に係る業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役及び法の免許に係る業務を担当する執行役。

オ) 外国会社：会社法第817条にいう代表者

カ) 民法法人・協同組合等：理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。

② 法人の場合は、業務を行う役員を明示する組織規定図又は業務分掌表等業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類

但し、組織及び事務分担表を明示した図表には、代表取締役社長等の最高責任者によって事実と相違ない旨の証明（記名押印）を付すこと。

③ 新たな麻薬小売業者となる場合は、麻薬保管庫の設置場所及び当該麻薬保管庫が固定式であるか重量式（重量記載）であるかの別を明記した平面図及び麻薬保管庫の概要

④ 申請手数料¥3,900（県収入証紙）

※ 注1 有効期限満了に伴う申請については、③については省略できます。

3. 免許の有効期間（法第5条）

麻薬小売業者の免許の有効期間は、免許を受けた日から翌々年の12月31日までです（最長3年）。有効期限満了後、継続して免許を取得したい場合には、事前に1月1日付の免許の申請を新たに行う必要があります。

4. 免許証の返納（法第8条）

免許の有効期間が満了したときは、15日以内に「免許証返納届」に免許証を添えて県知事に返納しなければなりません。

5. 免許証の記載事項の変更（法第9条）

麻薬小売業者は、住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称）及び業務所の名称を変更したときは、15日以内に「免許証記載事項変更届」に免許証を添えて県知事に届出をし、書換え交付を受けてください。

但し、業務所（薬局）の移転、開設者の変更等の場合は、業務を廃止し、新たに免許を取得する必要があります。

また、15日以内に届出なかった場合は、「麻薬取扱者免許証記載事項変更届遅延理由書」を添えて届出てください。

6. 免許証の再交付（法第10条）

免許証をなくしたり、き損したりしたときは、その事由を記載し、15日以内に「免許証再交付申請書」により県知事に再交付を申請しなければなりません。き損の場合はその免許証を添付してください。紛失した場合は、紛失届も同時に提出してください。

また、免許証の再交付を受けた後に、なくした免許証を発見したときは、15日以内にその免許証を返納しなければなりません。

なお、再交付の申請時に、手数料（¥2,700（県収入証紙））が必要です。

7. 業務の廃止

(1) 業務廃止等の届出（法第7条）

麻薬小売業者は、麻薬に関する業務を廃止したときや、医薬品医療機器等法の規定による薬局開設の許可を廃止したときは、15日以内に「業務廃止届」に免許証を添えて県知事に届け出なければなりません。

なお、麻薬小売業者が死亡又は解散した場合は、相続人又は精算人等届出義務者が届け出なければなりません。

(2) 業務廃止に伴う手続き（法第36条）

麻薬小売業者が業務を廃止したときは、15日以内に「残余麻薬届」により、現に所有する麻薬の品名、数量を県知事に届け出なければなりません。

このとき所有する麻薬については、麻薬小売業者でなくなった日から50日以内に限り、管轄する地方厚生（支）局長の許可を受けることなく、県内の麻薬営業者（麻薬卸売業者、麻薬小売業者等）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

但し、この場合、次の事項を譲り渡した日から15日以内に「残余麻薬譲渡届」により県知事に届け出なければなりません。

① 譲り渡した麻薬の品名、数量

② 譲渡年月日

③ 譲受人の氏名（又は名称）、住所

なお、麻薬が古い場合等譲渡できない場合は、業務廃止後50日以内にあらかじめ県知事に届出て廃棄することになります。（第6 麻薬の廃棄の項参照）

8. 麻薬小売業者の業務を行う役員の変更

麻薬小売業者の業務を行う役員に変更が生じた場合は、すみやかに、「麻薬小売業者役員変更届」により届出を行ってください。なお、届出書には、「業務を行う役員を明示する組織規定図又は業務分掌表等業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類」及び「診断書（新たに追加された役員のみ）」を添付してください。

第2 譲渡・譲受

1. 譲 受（法第24条・第26条・第32条）

(1) 麻薬卸売業者からの譲受け

麻薬の購入先は、同一都道府県内の麻薬卸売業者に限られます。

(2) 麻薬卸売業者以外からの譲受け

① 麻薬の交付を受けた患者が麻薬を施用する必要がなくなった場合に、その患者から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬小売業者等から交付された麻薬を含む。）

② 麻薬の交付を受けた患者が死亡した場合に相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（患者の遺族等）から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬小売業者等から交付された麻薬を含む。）

③ 免許が失効した麻薬小売業者等から50日以内に譲り受けるとき（4 業務廃止に伴う譲渡し等参照）

④ その他、法第24条第12項第1号の規定に基づき、事前に管轄する都道府県知事の許可を受けて譲受するとき（麻薬小売業者間譲渡許可）

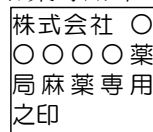
(3) 留意事項

① 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合、麻薬譲渡証及び麻薬譲受証の交換が必要です。

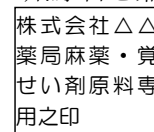
麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできませんので十分注意してください。

② 麻薬譲受証には、免許番号、免許の種類、譲受人の氏名（法人にあっては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬業務所の所在地・名称、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人にあっては代表者印又は麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。））してください。ただし、覚せい剤原料用の印鑑を兼ねることは可能です。

麻薬専用印の例



麻薬と覚せい剤原料を兼用する印の例



また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

(記載例)

法人開設：名称及び代表者名を記載し、法人印等を押印
個人開設：開設者氏名を記載し、私印を押印

麻 薬 譲 受 証				令 和 年 月 日	
譲受人の免許証の番号	第 □□□ 号	譲受人の免許の種類	麻 薬 小 売 業 者		
譲受人の氏名 (法人にあっては、名称)	株 式 会 社 長 崎 薬 局 代 表 取 締 役 長 崎 太 郎 印				
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第	号	氏名	印
麻薬業務所	所在地	長崎市〇〇町△△番××号			
	名称	長 崎 薬 局			
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考	
コデインリン酸塩散10%	100 g	2	200 g		

- ③ 麻薬譲受証は、麻薬小売業者の責任において作成してください。
- ④ 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者の立会いの下に、
- ◎ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
 - ◎ 麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか。
数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありませんが、実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬小売業者が麻薬事故届を提出してください。
 - ◎ 麻薬の容器には証紙による封かんがなされているか。
を確認してください。
両者立会いで証紙を開封し麻薬の破損等を発見した場合は、麻薬小売業者が麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ることになりますが、この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。郵送等により両者の立会なしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬小売業者が「麻薬事故届」を提出します。
- ⑤ 麻薬譲渡証の保存は交付を受けた日から2年間です。麻薬譲渡証を万一紛失又はき損した場合は、理由書等(き損した場合は、麻薬譲渡証を添付)を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けてください。
なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、すみやかに麻薬卸売業者に返納してください。
- ⑥ 麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いのでできるだけ避けてください。緊急時等やむを得ず直接出向いて麻薬を購入する時は特に注意し、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して身分確認を行ってください。
- ⑦ 麻薬の交付を受けた患者、又は患者の家族から不要になった麻薬を譲り受けた場合は、譲り受けた麻薬をその都度、若しくはある程度まとまった段階で、管理薬剤師が他の従事者の立会いの下で廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を都道府県知事に提出してください。(第6 麻薬の廃棄の項参照)

2. 譲 渡 (法第24条)

麻薬小売業者は、麻薬処方せんの交付を受けた者に対し、その処方せんにより調剤した麻薬を交付する以外に麻薬を譲渡することはできません。したがって、原則として麻薬卸売業者へ返品する

こともできません。ただし、不良品の返品等特殊な場合については、法第24条第10項の規定に基づき、管轄する地方厚生（支）局長の許可を受けて麻薬を譲渡することができるほか、法第24条第12項第1項の規定に基づき、麻薬小売業者間譲渡許可を都道府県知事から受けた場合は、在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を譲渡することができます。※薬局、病院、診療所等の間の貸し借りは絶対にしてはいけません。譲渡・譲受違反となります。（同一開設者が開設する薬局間においても同様です。）

(1) 在宅患者への麻薬の交付

麻薬小売業者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、麻薬処方せんの交付を受けた患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護にあたる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬を手渡すことができます。その際、不正流通等防止のため、看護師等が患者等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認するとともに、患者が交付された麻薬を指示どおり服薬していることを、患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

(2) 注射剤の交付

原則として、薬液を取り出せない構造で、麻薬施用者が指示した注入速度を変更できないものを手渡してください。

患者またはその患者に麻薬注射剤をアンプルやプレフィルドシリンジの状態を手渡すことはできません。ただし、次の場合は、アンプルやプレフィルドシリンジの状態を手渡すことができます。

- ① 患者より依頼を受け、さらに麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師が持参し、患者の施用を補助する場合
- ② 麻薬小売業者が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師に手渡す場合

(注) なお、それぞれの場合において、関係者間で十分な連携が必要です。

3. 麻薬小売業者間譲渡許可（法第24条第12項第1号）

2以上の麻薬小売業者は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬の譲渡しの許可を申請することができます。

- ① いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること
- ② いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること

なお、許可業者にあつては、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄してください。

(1) 許可の申請

麻薬小売業者間譲渡許可の申請にあつては、次の事項を記載した申請書を、県知事に共同で提出してください。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 麻薬業務所の名称及び所在地
- ③ 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間

- ④ いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨

[添付書類等]

- ① 所在地分布がわかる地図
- ② 所要時間一覧表
- ③ 返信に必要な額の切手を貼付した返信用封筒

※申請した麻薬小売業者の業務所所在地を宛名としてそれぞれ記載し、返信に必要な額の切手を貼付すること。なお、代表者あてに一括して許可書を郵送することも可能ですが、その際は代表者の住所・氏名を記載し切手を貼付した返信用封筒1通を同封すること。

(2) 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までです。有効期間が満了したときに、許可は失効します。有効期間内においては、譲渡の回数に制限はありません。

(3) 許可の変更届

許可業者は、許可の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効した時、又は許可業者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、県知事に共同して届け出なければなりません。

(4) 麻薬小売業者の追加

許可の有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、3. ①及び②に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、「麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届」を当該許可業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができます。

本届出の提出にあたっては、3. (1) に掲げる事項を記載した届出書及び添付書類等を、県知事に共同で提出してください。

(5) 許可書の再交付

許可業者は許可書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、「麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書」により、その事由を記載し、かつ、毀損した場合には当該許可書を添えて、県知事に許可書の再交付を申請しなければなりません。

また、許可書の再交付を受けた後、亡失した許可書を発見したときは、その発見した許可書を、速やかに県知事に返還しなければなりません。

(6) 許可書の返納

許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受を行わない場合には、「麻薬小売業者間譲渡許可書返納届」により、県知事に麻薬小売業者間譲渡許可書を共同して返納してください。

(7) 留意事項

- ① 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を、許可を受けた日から5年間保存してください。
- ② 本許可に基づく譲渡にあつては、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡が可能です。
- ③ 許可業者は、当該許可により他の許可業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した譲受確認書の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に自らが作成した譲渡確認書を麻薬の譲受人に交付してください。

- ④ 麻薬処方せんの写し及び譲渡確認書又は譲受確認書は、交付を受けた日から2年間保存してください。
- ⑤ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないでください（ただし、許可書を返納した場合を除く）。
- ⑥ 麻薬の交付は、事故の未然防止の観点から適切と考えられる場所で行ってください。
- ⑦ 麻薬の運搬は、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行ってください。麻薬卸売業者や配送業者が運搬することはできません。
- ⑧ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認してください。
- ⑨ 麻薬の受け渡し時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、受け渡し後に破損が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。
- ⑩ 当該許可は麻薬譲渡の賃借ではなく、いわゆる零売を許可する措置です。
- ⑪ 譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方せんに基づく予製行為を行うことはできません。

4. 業務廃止に伴う譲渡し等（法第7条・法第36条）

業務を廃止したり、法人が解散した際に所有している麻薬は、業務廃止後50日以内であれば同一都道府県内の他の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。この場合、譲り渡した日から15日以内に「残余麻薬譲渡届」を県知事に提出することが必要です。

また、譲り渡さない場合は、50日以内に「麻薬廃棄届」を県知事に提出して、県の麻薬関係職員の立会いの下に廃棄しなければなりません。

薬局の開設者が死亡した場合、相続人等の届出義務者が同様に届け出なければなりません。

第3 保管・管理（法第34条）

麻薬小売業者は、その業務所における麻薬の譲り受け、保管、交付等の管理を、薬剤師である麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、若しくは管理薬剤師に行わせる必要があります。

- (1) 麻薬小売業者が所有する麻薬は、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別して、薬局内に設けた鍵をかけた堅固な設備内で保管しなければなりません。
 なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のあるものをいいます。（スチール製のロッカー、事務机の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。）
- (2) 麻薬の保管庫の設置場所は、薬局、調剤室、薬品倉庫等のうち、盗難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の出入がない場所を選ぶことが望まれます。
- (3) 麻薬保管庫内には、麻薬以外の他の医薬品、現金及び書類等を一緒に入れることはできません。
 麻薬帳簿等を麻薬保管庫内に入れ、麻薬とともに盗難にあった場合、盗取された麻薬の品名、数量が特定できなくなりますので、帳簿等は別の場所に保管してください。
- (4) 麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないでください。
- (5) 定期的に帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行ってください。

第4 麻薬処方せんの受付

(法第27条第6項)

(1) 麻薬処方せんの記載事項

- ① 患者の氏名、年齢（または生年月日）、住所
- ② 麻薬の品名、分量、用法用量
- ③ 処方せんの使用期間（有効期間）
- ④ 処方せんの発行年月日
- ⑤ 麻薬施用者の記名押印又は署名
- ⑥ 麻薬施用者免許証番号
- ⑦ 麻薬診療施設の名称、所在地

※ ①患者の住所及び⑥麻薬施用者の免許証番号については、一般の処方せんにはない項目ですので、麻薬処方せんを受け付ける場合は、必ず当該項目が記載されていることを確認してください。

(2) ファクシミリによる処方せんの取り扱いについて

ファクシミリにより送信された麻薬処方せんの処方内容に基づき麻薬の調剤等を開始することは、一般薬と同じようにできます。後刻、実物の麻薬処方せんを受領し、内容を確認してから麻薬を交付してください。（患者等が受け取りに来ない場合、調剤前の麻薬として再利用できます。また、液剤等で再利用できず廃棄する場合は事前に麻薬廃棄届を県知事に提出してください。）

(3) 不備又は不審な処方せんの取り扱い（薬剤師法第24条）

処方せん中に疑義がある場合、処方せんを交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ、調剤できません。最近、処方せんをカラーコピーして偽造し薬局に持ち込むといった事件が散発しており、注意が必要です。

(4) 麻薬処方せんの保存（薬剤師法第27条）

薬局開設者は、一般の処方せんと同様に、当該薬局で調剤済みとなった日から3年間保存してください。麻薬処方せんを一般の処方せんとは分けて保存すると便利です。

(5) フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方

患者から麻薬処方せんと共に確認書の提示を受け調剤してください。確認書が確認できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認してください。

- ※
- ① 医師は製造販売業者の提供する講習を受講
 - ② 製造販売業者は講習を終了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行
 - ③ 医師及び患者は処方時に確認書に署名

第5 帳簿の記載

(法第38条)

1. 帳簿の記載

麻薬小売業者は、その薬局に帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

- ① 譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日
- ② 譲り渡した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名、数量及びその年月日
- ③ 廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日（届出年月日については、備考欄に記載）
- ④ 事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日（届出年月日については、備考欄に記載）

2. 帳簿記載上の注意事項

- ① 帳簿は品名、剤型、規格別に口座を設けて記載してください。
例えば、麻薬の原末から10%散を予製した場合には、10%散の口座を作成して記載してください。（※予製した10%散と製品とは別口座にしてください。）
- ② 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。
なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありません。
- ③ 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
- ④ 麻薬の受け払い等をコンピュータを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に麻薬取締職員等の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1か所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。
- ⑤ 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を2本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を書いてください。
- ⑥ 帳簿の記載は、原則として、麻薬の受入れ又は払出しの都度行い、次の事項にしたがって記入してください。
- ⑦ 行間は詰めて記載すること。行間を一行ずつ空けて記載するなど、不要な余白を設けないこと。

【受入れ】

- ア) 「受入れ」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。なお、麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときにも、麻薬譲渡証の日付を受入れ年月日とし、備考欄に到着年月日を記載してください。
- イ) 購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。
- ウ) 患者に一旦交付された麻薬を患者又は患者の遺族等から譲り受けた場合には、廃棄することとし帳簿の受入れ欄に受入れ数量を（ ）書きで記載し、残高には加えず備考欄に麻薬を譲り受けた相手の氏名及び廃棄年月日、廃棄届出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名してください。

また、同じ日に複数の患者から返却があった場合には、個々に返却された数量が分かるように記載してください。

なお、廃棄する麻薬の記録については、補助簿（廃棄簿）を作成して記載すると便利です。この場合、補助簿に譲受け年月日、譲り受けた相手の氏名、麻薬の品名・数量、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名してください。

【払出し】

- ア) 麻薬処方せんによって調剤された日をもって払出しの日として記載してください。
- イ) 麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り渡した患者の氏名を備考欄に記載してください。（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類は、受入れの数量、年月日を記載するのみで、患者への個々の払出しについては記載する必要はありません。）
- ウ) 事前の麻薬廃棄届により調剤前の麻薬（陳旧化・変質・破損・誤調剤等により患者に交付しない麻薬）を廃棄した場合には、廃棄した年月日を記載するとともに払出しの欄に廃棄した麻薬の数量を記載してください。また、備考欄に廃棄の届出年月日を記載するとともに、廃棄立会者の記名押印又は署名を受けてください。

エ) 麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡・譲受

麻薬小売業者間譲渡・譲受の相手方の名称を備考欄に記載してください。

カ) 慢性疼痛患者へのフェンタニル経皮吸収型製剤の交付

慢性疼痛緩和の目的でフェンタニル経皮吸収型製剤を払い出す際には、麻薬帳簿の備考欄に、「慢」などと記載することにより、慢性疼痛緩和の目的での受け払いであることを明確にしてください。

3. その他

定期的に帳簿残高と在庫現品との確認をすることが必要です。

なお、アヘンチンキ等の自然減量及びモルヒネ原末等の秤量誤差については、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会人が署名又は記名押印してください。

麻薬小売業者は、帳簿を、最終の記載の日から2年間、保存しなければなりません。

<麻薬帳簿の記載例1>

品名：オキシコンチンTR錠10mg

(単位：錠)

年月日	受入	払出	残高	備考
R1. 10. 1			10	前帳簿から繰越し
R1. 10. 1	8		18	○△薬局から譲受 ※1
R1. 10. 1		18	0	佐世保二郎
R1. 10. 1	100		100	○○株式会社△△支店から購入 製品番号123456 (R1. 10. 2 到着) ※2
R1. 10. 2		18	82	長崎一郎
R1. 10. 7 H28.10.6		24	58	佐世保二郎 ※3
R1. 10. 12	(10)		58	大村三郎の家族から返納 ※4 R1. 10. 13 廃棄 R1. 10. 25 調剤済麻薬廃棄届出 立会者署名
R1. 10. 16		10	48	変質により廃棄 ※5 R1. 10. 11 麻薬廃棄届提出 県の麻薬関係職員の立会者署名
R1. 10. 19		1	47	1錠所在不明 ※6 R1. 10. 20 事故届提出

※1 麻薬小売業者間譲渡許可により、共同して申請した薬局より譲受した場合、備考欄に相手方の薬局名を記載してください。なお、当該許可は、不足分に限り譲渡・譲受ができます。
(例：8錠不足している場合、10錠譲り受けることはできません。)

※2 「受入」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。

なお、麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときも、麻薬譲渡証の日付を受入年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載してください。

また、購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。

※3 帳簿の記載を誤った場合は、管理者が訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。

※4 患者に一旦交付された麻薬又は患者の遺族等から譲り受けた場合、その麻薬は廃棄してください。「受入」の年月日は、患者の遺族等から譲り受けた日を、受入数量には()書きで数

量を記載し、残高には加えず、備考欄には麻薬を譲り受けた相手の氏名及び廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載してください。また、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。なお、補助簿（麻薬簿）に記載することもできます。

※5 古くなったり、変質した麻薬を廃棄しようとするときは、あらかじめ県知事に麻薬廃棄届により届け出る必要があります。廃棄する場合には、県の麻薬関係職員2名が立会いますので、その指示に従ってください。

※6 麻薬の所在不明等による事故が生じたときは、すみやかに県知事に届け出てください。

(補助簿（廃棄簿）の記載例)

受入年月日	品名	受入 (廃棄) 数量	患者名	廃棄年月日	管理薬剤師 氏名・印	立会人 氏名・印	調剤済麻薬 廃棄届提出 年月日	備考 (廃棄理由 等)
R1. 10. 1	MS コンチン錠 10mg	14錠	長崎一郎	R1. 10. 5	県庁太郎 印	薬務花子 印	R1. 10. 12	処方変更
R1. 10. 5	オキシコンチン 錠5mg	12錠	諫早二郎	R1. 10. 8	県庁太郎 印	薬務花子 印	R1. 10. 12	患者死亡
R1. 10. 5	オキノーム散 2. 5mg	5包	諫早二郎	R1. 10. 8	県庁太郎 印	薬務花子 印	R1. 10. 12	患者死亡

<麻薬帳簿の記載例2> 在庫不足により、交付が2度にわたる場合

モルヒネ塩酸塩錠10mg「△△」

単位：錠

年月日	受入	払出	残高	備考
R1. 5. 31		120	48	長崎太郎
R1. 6. 1	200		248	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号123459
R1. 6. 15		120	128	佐世保花子 ※在庫不足のため、360錠処方のところ、120錠を先にお渡し
R1. 6. 15	400		528	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号123460-123461
R1. 6. 15		240	288	佐世保花子 ※6. 15処方：不足の240錠お渡し

※時系列で記載し、6. 15に、500錠受入、360錠払出、残高288錠とまとめて記載しないでください。

<麻薬帳簿の記載例3> 秤量誤差の訂正の記載例

品名：アヘンチンキ

(単位:mL)

年月日	受入	払出	残高	備考
R1. 6. 9			53. 4	前帳簿から繰越し
R1. 6. 9		1. 2	52. 2	佐世保次郎(カルテNo.000213)
R1. 6. 28		0. 6	51. 6	佐世保次郎(カルテNo.000213)
R1. 6. 28			50. 0	帳簿訂正 (-1. 6mL秤量誤差) 立会者署名

- ※1 アヘンチンキは、滴数で処方されることもありますが、「払出」欄には、mLに換算して記載してください。
- ※2 秤量誤差を訂正する時は、管理薬剤師が他の職員立会いの下、麻薬帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印します。
- ※3 秤量誤差の訂正は、1瓶(25mL)使い切った時に行うと正確です。記載例では、1瓶(25mL)使い切り、未開封のものが2瓶(25mL×2)の状態です。

<麻薬帳簿の記載例3> コデインリン酸塩の原末から10%散及び1%散を予製した場合の記載例

コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、エチルモルヒネ塩酸塩の10%散(水)、1%散(水)を予製する場合、それらの口座については、受入の数量、年月日を記載するのみで個々の払出しについては記載する必要はありません。

品名：コデインリン酸塩水和物(原末のみの口座)

(単位:g)

年月日	受入	払出	残高	備考
R1. 11. 1	5		5	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号123456
R1. 11. 2		2	3	10% 20g調製
R1. 11. 3		3	0	1% 300g調製
R1. 11. 4	5		5	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号123459
R1. 12. 2		2	3	10% 20g調製



※ 新たに「コデインリン酸塩10%散(水)」及び「コデインリン酸塩1%散(水)」の口座を設けること。

品名：コデインリン酸塩散 10% (水)

(単位：g)

年月日	受入	払出	残高	備考
R1. 11. 2	20		20	原末から調製
R1. 12. 2		19	1	
R1. 12. 2	20		21	原末から調製 ※1
～ 中略 ～				
R2. 9. 30		18	7	麻薬年間届提出済 (R2. 10. 30提出) ※2

品名：コデインリン酸塩散1% (水)

(単位：g)

年月日	受入	払出	残高	備考
R1. 11. 3	300		300	原末から調製

※1 コデインリン酸塩 10% 散を原末から予製する際には、残高を記載する必要があるため、予製直前の残高を秤量等により把握のうえ、残高に記載してください。

なお、払出欄については、前回の残高調査以後に譲り渡した数量を、まとめて記載してください。

※2 毎年9月30日に所有した数量を報告しなければなりませんので、秤量等によりその時点での残高を把握のうえ記載してください。

<麻薬帳簿の記載例4> フェンタニル経皮吸収型製剤の記載例

(単位：枚)

年月日	受入	払出	残高	備考
H28. 3. 1			15	前帳簿から繰越し
H28. 3. 1		3	12	長崎一郎
H28. 3. 2		5	7	諫早花子 (慢)

第6 麻薬の廃棄 (法第29条・第35条第2項)

麻薬を廃棄する場合は、麻薬の品名、数量及び廃棄の方法について、あらかじめ県知事に届け出る必要があります。ただし、麻薬処方せんにより調剤された麻薬は、廃棄について事前に届け出る必要はありません。

なお、麻薬廃棄のフローチャートをP. 19～P. 22に示しています。

1. 陳旧麻薬等の廃棄

古くなったり、変質、破損等により使用しない麻薬を廃棄しようとするとき、及び誤調剤により処方せん持参者に交付出来なくなった麻薬は、あらかじめ県知事に「麻薬廃棄届」を提出し、県の麻薬関係等職員2名の立会いのもとに廃棄してください。

2. 麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄

麻薬処方せんにより調剤された麻薬（誤調剤によって患者に交付出来なくなった麻薬は「調剤された麻薬」ではありません）で、患者の死亡等により遺族等から返納された麻薬は、麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、若しくは管理薬剤師が他の従事者の立会いのもとに廃棄してください。廃棄は、焼却、放流等麻薬の回収が困難な方法により行わなければなりません。

また、麻薬小売業者は、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を県知事に提出しなければなりません。更に、麻薬帳簿への記載が必要です。

なお、30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出して差し支えありません。

※ 注1 返納された麻薬が、他の麻薬小売業者、診療所から交付されたものであっても返納を受け入れ、廃棄することが出来ます。その場合、麻薬帳簿に記帳しなければなりません。

また、返納をうけた麻薬業務所で当該麻薬を取り扱っていない場合は、麻薬帳簿に当該麻薬の口座を設ける必要があります。

注2 在宅医療等より交付された麻薬で、連続注入器（IVH、ディスポーザブルタイプの連続注入器等）に混入された麻薬が返納された場合は、調剤済麻薬廃棄届の提出は不要です。この場合でも帳簿に記載しなければなりません。

第7 麻薬の事故届 (法第35条第1項)

麻薬小売業者は、管理している麻薬につき、滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「麻薬事故届」により県知事に届けなければなりません。

《留意事項》

- ① 麻薬を盗取された場合には、速やかに警察署にも届けてください。
- ② 事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の備考欄にその旨を記載し、事故届の写しを保管しておいてください。
- ③ アンプル注射剤の事故に伴い、廃棄する必要がある場合、麻薬事故届にその経過を詳細に記入することで麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。
- ④ 麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡・譲受において、麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。

第8 年間届

(法第47条)

麻薬小売業者は、毎年11月30日までに、次の事項を記載した麻薬年間届を県知事に提出しなければなりません。

- ① 前年の10月1日に所有した麻薬の品名、数量（期始在庫）
- ② 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名、数量
- ③ その年の9月30日に所有した麻薬の品名、数量（期末在庫）

《留意事項》

- ① 期間中における麻薬の所有又は使用のない麻薬小売業者についても「在庫なし」と報告してください。
- ② 麻薬年間届は、必ず控えをとっておいてください。
- ③ 麻薬年間届を提出後、報告事項に誤りを発見した場合は、別途、麻薬年間届訂正願を提出してください。

この他、麻薬年間届記載例の注1～7に留意してください。

(記載例)

法人開設：名称及び代表者名を記載し、法人の代表者印等を押印

個人開設：開設者氏名を記載し、私印を押印

長崎県知事 様	麻薬年間届	令和 年 月 日 麻薬業務所所在地 長崎市〇〇町〇番〇〇号 麻薬業務所名称 〇〇薬局 免許の種類 麻薬小売業者 免許番号 19×〇△□ 氏名 株式会社 長崎薬局 代表取締役 長崎一郎 (印)				
麻薬及び向精神薬取締法第47条、第48条又は第49条の規定により、次のとおり届け出ます。						
品名 注1	単位 注2	前年10月1日 在庫数量	前年10月1日から 本年9月30日までの		本年9月30日 在庫数量	備考
			受入数量	払出数量		
モルヒネ塩酸塩水和物	g	12.5		2.0	10.5	事故届 0.5g R2.1.1 注3
コデインリン酸塩原末	g	60	25	70	15	
コデインリン酸塩10%散	g	45	700	600	145	原末より調製 注4
コデインリン酸塩散10%	g	25	200	180	45	製品 注4
MSコンチン錠10mg 注5	T	20	100	60	60	廃棄届 20T 注3 R1.11.2
オキシコンチン錠5mg 注6	T	0	114	98	16	
			(14)	(28)		薬局間譲渡

※ 記載にあたっての注意事項は以下のとおりです。

注1 品目別に記載して下さい。但し、原末より調整したものと製品は、別掲として記載欄を設けてください。

注2 単位は、g、A(アンプル)、T(錠)、ml、V(バイアル)、包、枚などを記載してください。

注3 麻薬廃棄届を提出して廃棄した麻薬及び麻薬事故届を提出した麻薬については、備考欄にその旨及び数量、提出年月日を記載してください。

なお、調剤済麻薬廃棄届を提出した麻薬については、記載は必要はありません。

注4 コデインリン酸塩散10%等、その薬局で調製した麻薬又は製品である麻薬の記載については、

原末を記入した次の欄に、原末に換算することなく調製した量をそのまま記入し、前者については「原末より調製」、後者については「製品」と備考欄に記入してください。

注5 MSコンチン10mgのように100T、200Tなど包装単位が異なるものは、あわせた数量を記載してください。

注6 麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて行った譲渡・譲受については、品名毎に、内数として（ ）書きで併記してください。

注7 期始在庫は、前年の期末在庫と一致しなければなりません。必ず、控えを取っておいて確認して提出してください。

注8 9月30日現在、麻薬小売業の許可を取得して1年に満たない場合は、前年10月1日在庫数量は「0」と記載してください。なお、麻薬小売業を廃止したのから麻薬を譲り受けた場合は、受入数量に含めて記載し、備考欄に「R2.2.1 ○○薬局から15錠譲受」などと記載してください。

第9 携帯輸出入 (法第13条・第17条)

患者が、自己の疾病の治療の目的で、麻薬を携帯して輸入若しくは輸出する場合は、事前に、次の事項を記載した申請書に疾病名、治療経過及び麻薬の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添えて地方厚生局長に提出しあらかじめ許可を受ける必要があります。

- ① 申請者の氏名、住所
- ② 携帯して輸入し、又は輸出しようとする麻薬の品名及び数量
- ③ 入国し、又は出国する理由
- ④ 麻薬の施用を必要とする理由
- ⑤ 入国又は出国の期間
- ⑥ 入国又は出国の港

麻薬を服用中の患者から問い合わせがあった場合、速やかに最寄りの地方厚生局である九州厚生局麻薬取締部へ直接連絡するように指導してください。

連絡先 : 九州厚生局麻薬取締部 TEL.092-472-2331 FAX.092-451-4539

詳細については、地方厚生局麻薬取締部「麻薬取締官」のホームページ等をご確認ください。

「麻薬取締官」のホームページアドレス <http://www.nco.go.jp/shinsei5.html>

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬等の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご留意してください。

第10 服薬指導 (在宅) (薬剤師法第25条の2)

医療用麻薬は、特に激しい疼痛時における鎮痛効果により、がん患者への疼痛緩和ケアに積極的に使用される一方、乱用されれば保健衛生上の重大な危害を生ずるおそれがあることから、その使用や管理は法令により厳格に規定されていることを十分理解し服薬指導をすることが必要です。

(1) 家族、友人等への譲り渡しは法律違反

オピオイド鎮痛薬などの医療用麻薬を家族、友人等が使用することは、医学的にも非常に危険であるばかりでなく、譲り渡した患者自身、譲り受けた者両者が「麻薬及び向精神薬取締法」に違反することになるので、絶対にしないように十分に指導する。

(2) 誤飲・誤食の防止

子供の手の届かない所に保管すること

(3) 医療用麻薬が不要となった場合の対応について

病状の変化（軽快、再入院、死亡）等により、医療用麻薬が不要となった場合は、紛失、他人への誤投与等の事故が生じないようにすみやかに廃棄するように指導する。

廃棄が困難な場合は受診した病院、診療所または薬局へ持参するように指導する。

※ 上記については、家族や介護士に対しても十分に指導すること。

(4) 在宅医療では、関係者間の情報の共有と十分な連携を図ること。

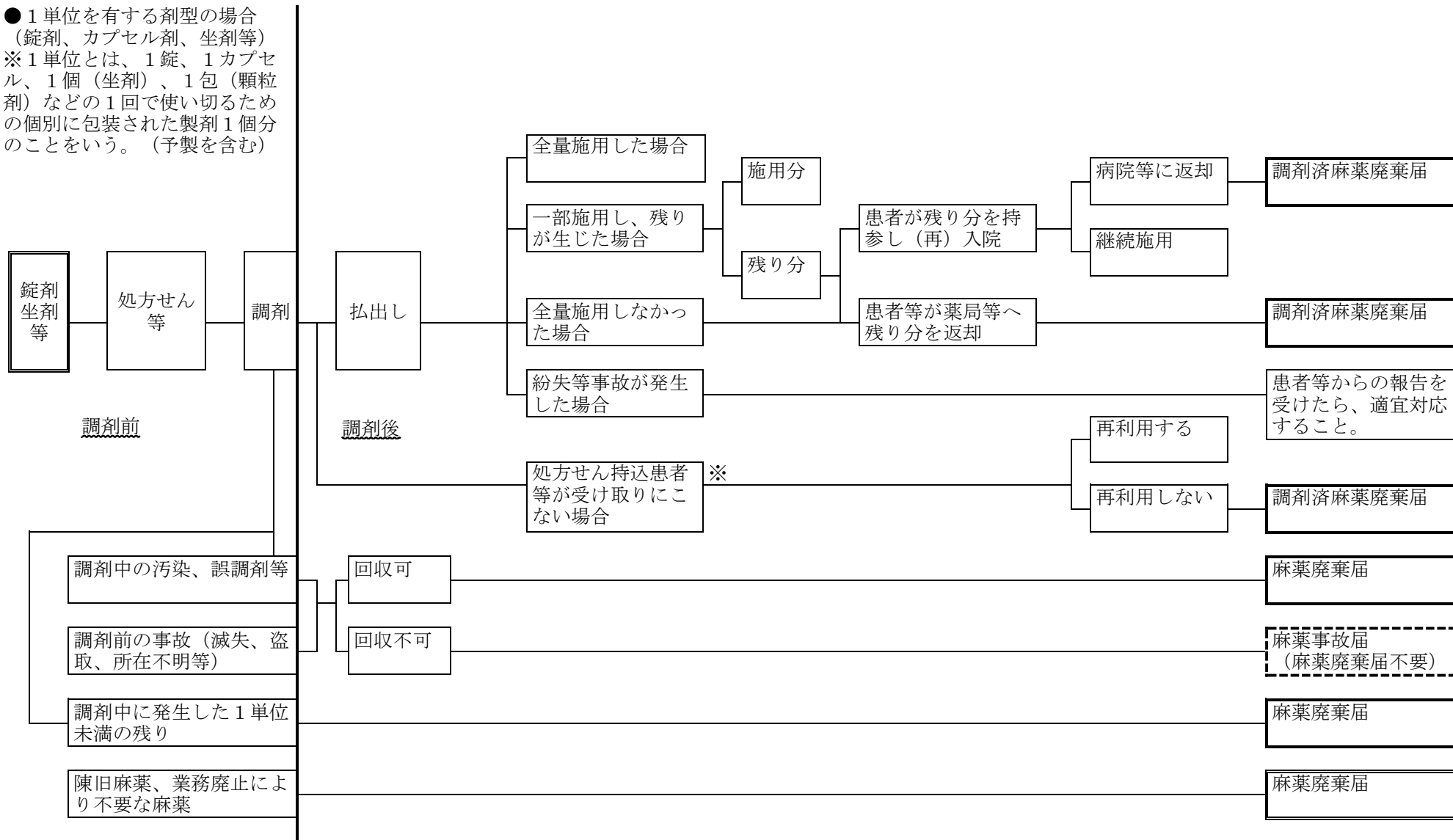
第11 立入検査

(法第50条の38)

立入検査を行う職員は、身分証票を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。

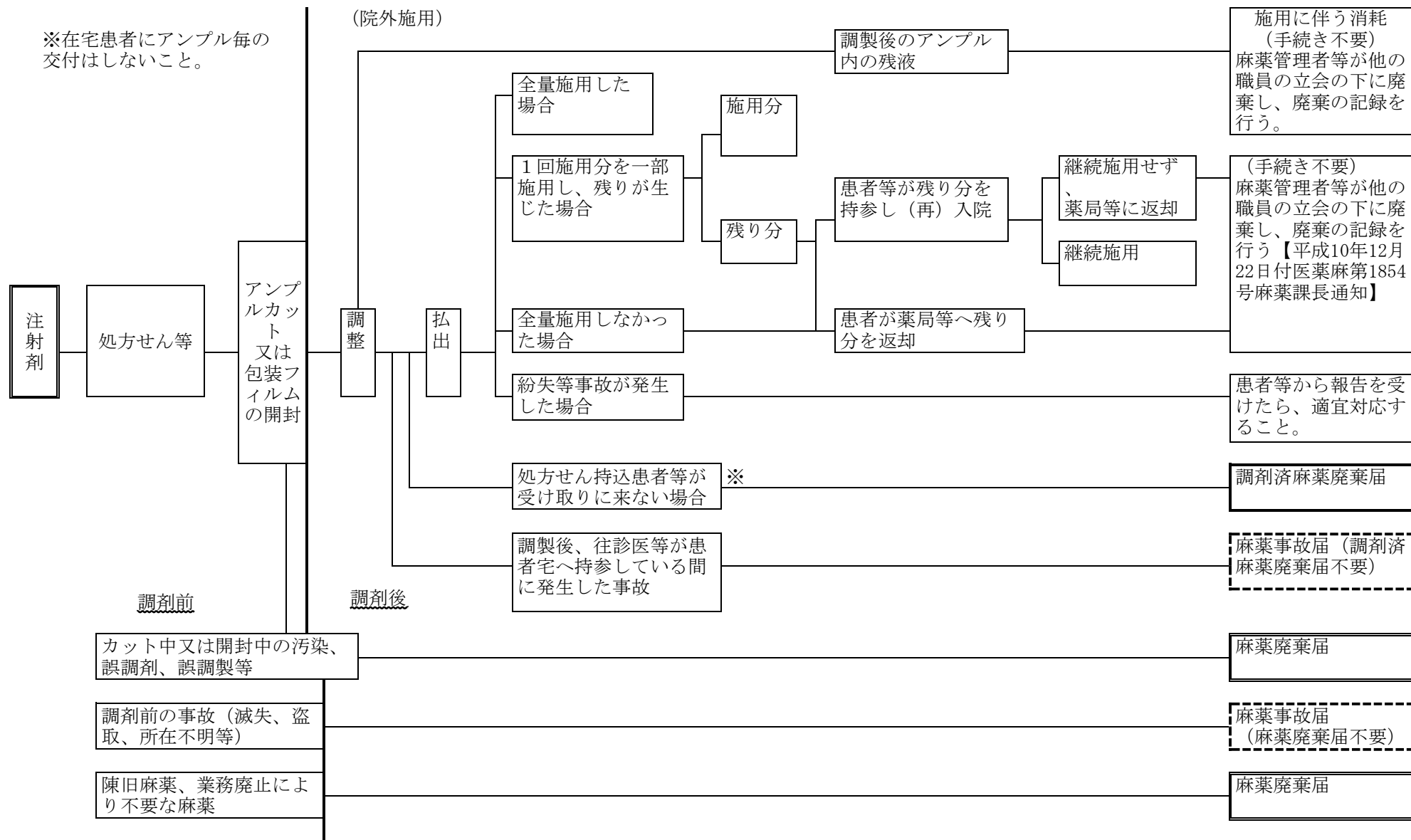
錠剤、坐剤、散剤等

● 1単位を有する剤型の場合
 (錠剤、カプセル剤、坐剤等)
 ※ 1単位とは、1錠、1カプセル、1個(坐剤)、1包(顆粒剤)などの1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のことをいう。(予製を含む)



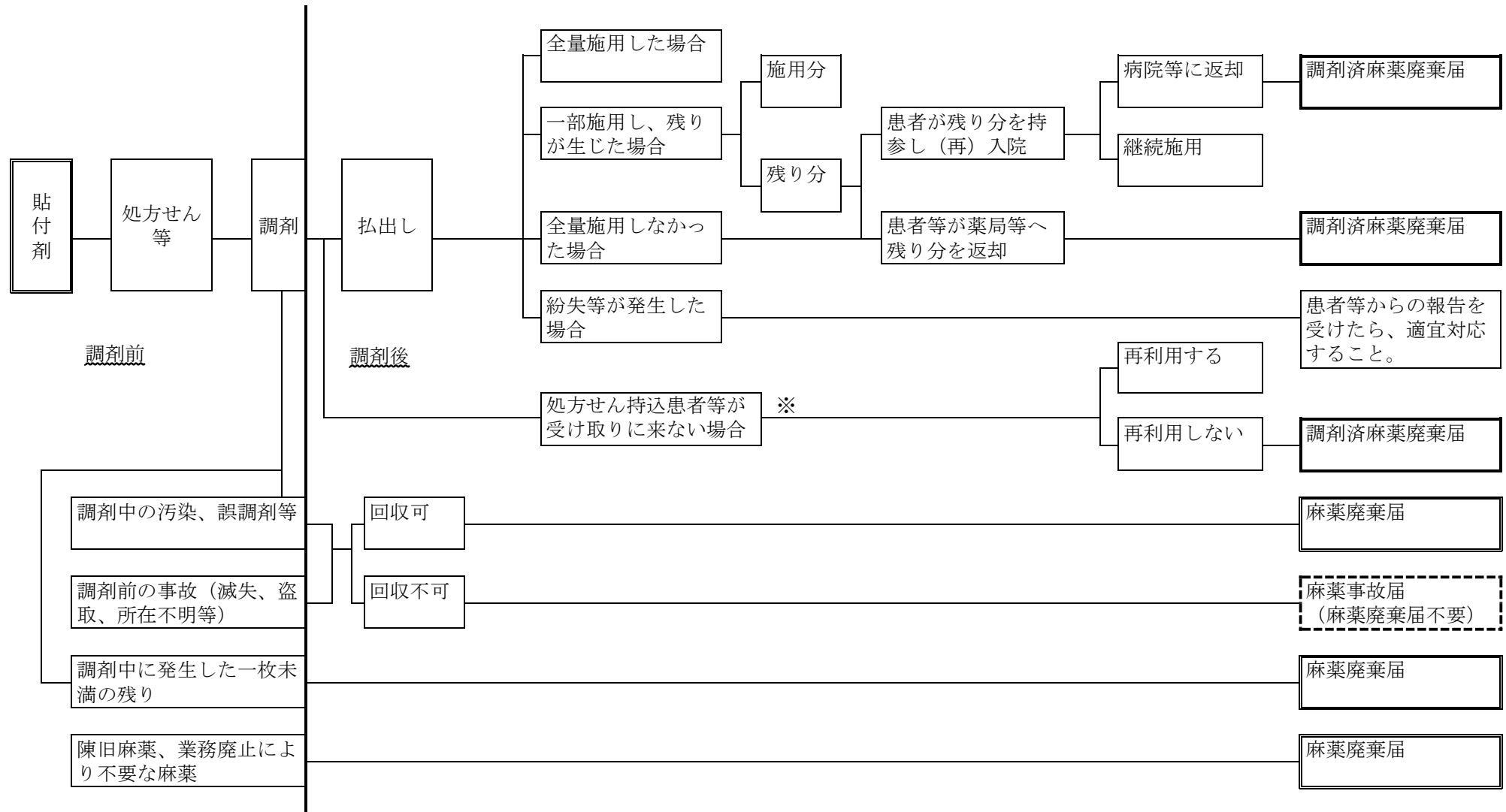
※ 患者等が一旦処方せんを持参し、再度来訪する旨を告げ退出した場合等が該当します。

院外施用の注射剤（連続注入器等）



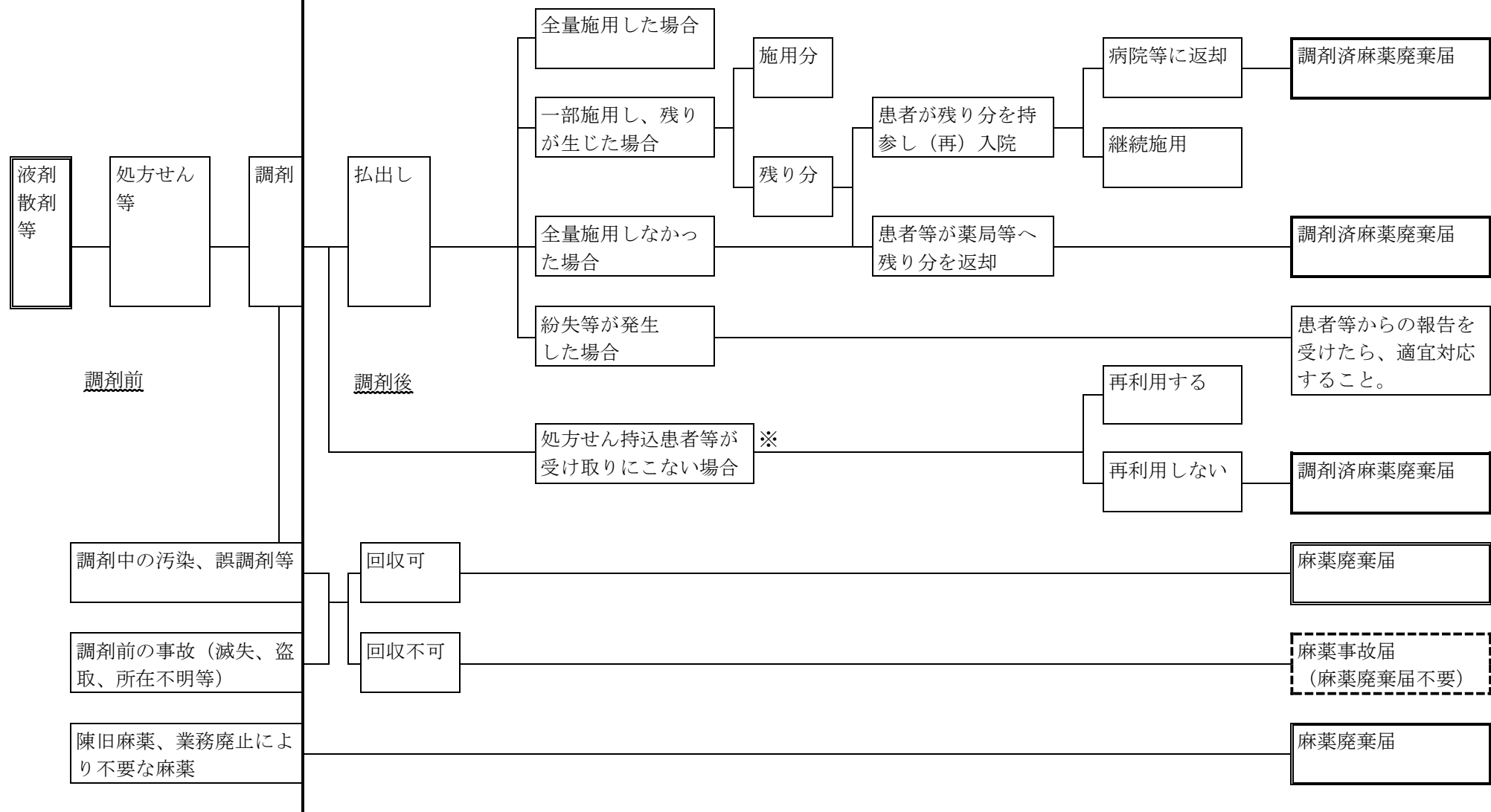
※ 患者等が一旦処方せんを持参し、再度来訪する旨を告げ退出した場合等が該当します。

貼付剤の場合



※ 患者等が一旦処方せんを持参し、再度来訪する旨を告げ退出した場合等が該当します。

その他（液剤等）



※ 患者等が一旦処方せんを持参し、再度来訪する旨を告げ退出した場合等が該当します。

II 向精神薬の取扱い

1 免許 (法第50条)

医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）に基づく薬局開設の許可を受けた者は、別段の申出があった場合を除き、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされます。

したがって、薬局開設者は、免許申請を必要とせず、免許証の交付なしに、向精神薬卸売業者と向精神薬小売業者の免許を受けた者となります。

2 譲受け (法第50条の16、規則第36条)

向精神薬を譲り受けることができる相手は、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者（別段の申出をしない薬局開設者及び医薬品卸売販売業者も該当）です。

そのほか、次の場合も譲り受けることができます。

- (1) 向精神薬処方せんにより患者に譲り渡した向精神薬を、その患者から返却を受ける場合、又は患者が死亡した場合にその相続人等から返却を受ける場合（向精神薬小売業者としての譲り受け）
- (2) 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬使用業者に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者としての譲り受け）
- (3) 災害時に使用するために備蓄する目的で地方公共団体の長に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者としての譲り受け）
- (4) 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合（向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者としての譲り受け）

3 譲渡し (法第50条の16、規則第36条)

向精神薬は、次の場合以外に譲り渡すことはできません。

- (1) 向精神薬を記載した処方せんを所持する者（患者）に譲り渡す場合
（向精神薬小売業者としての譲り渡し）

（注）「向精神薬を記載した処方せん」とは、一般に用いられる処方せんに向精神薬の処方が記載されたもののことです。

- (2) 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者又は向精神薬輸出業者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者としての譲り渡し）

（注）常時取引関係にない者に向精神薬を譲り渡すときは、その相手方が譲り渡すことのできる者

か否かを確認しなければなりません。

- (3) 船舶内に備え付けられる向精神薬を船長の発給する向精神薬の購入に関する証明書と引換えに船舶所有者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者としての譲り渡し）

（注）診療所を開設している船舶の所有者に譲り渡す場合は、船長の発給する証明書は必要ありません。

- (4) 救急の用に供する目的で航空機に装備される向精神薬を航空運送事業を営業者者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）

- (5) 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合（向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者としての譲り渡し）

- (6) 災害時に使用するために備蓄される向精神薬を地方公共団体の長に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者としての譲り渡し）

（注）災害時に使用するために備蓄されるものであることを証する書類の提出を受けてください。

- (7) 薬局を廃止した場合等、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許が失効した場合に、その所有する向精神薬を50日以内に向精神薬取扱者に譲り渡す場合

（向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者としての譲り渡し）

4 保管 （法第50条の21、規則第40条）

譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。

- (1) 薬局内に保管すること。
- (2) 保管する場所は、薬局の従事者が常時出入りする等、盗難防止の注意をしている場合以外は、かぎをかけること。

[具体例]

- ① 調剤室や薬品倉庫に保管する場合で、夜間、休日で保管場所を注意する者がいない場合は、その出入口又は薬局の出入口に鍵をかけてください。

日中、従事者が出入りしている場合、その他必要な注意をしている場合は、出入口に鍵をかける必要はありません。

- ② ロッカーや引き出しに入れて保管する場合も、夜間、休日で必要な注意をする者がいない場合には同様に、ロッカーや引き出しに鍵をかけるか、又は薬局の出入口に鍵をかけてください。

- (3) ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬注射剤については、特に乱用・盗難の恐れが高いので保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意すること。

5 廃棄 （法第50条の21、規則第40条）

- (1) 向精神薬を廃棄するときは、麻薬のように届出等は必要ありませんが、第1種向精神薬及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録してください。

- (2) 向精神薬を廃棄するときは、焼却、希釈等回収が困難な方法により行ってください。

6 事故

(法第50条の22、規則第41条)

次の数量以上の盗難、紛失等が生じたときは、速やかに県知事に届け出なければなりません。ただし、盗難、強奪、脅取又は詐欺の場合には、次の数量以下であっても届出てください。

また、破損、汚染に係る事故については届出は不要です。

末、散剤、顆粒剤	100グラム(包)
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル(バイアル)
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

7 記録

(法第50条の23)

次の表に掲げる向精神薬(第1種、第2種向精神薬)を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄したときは、次の事項を記録し、2年間保存しなければなりません。

- (1) 向精神薬の品名(販売名)、数量、年月日
- (2) 譲り受け又は譲り渡しの相手方の営業所等の名称・所在地

[注意]

- ① 患者へ向精神薬を譲り渡したとき、患者又はその相続人等から向精神薬の返却を受けたとき、あるいは返却を受けたものを廃棄したときは、記録の必要はありません。
- ② 同一法人の薬局との間で譲り受け又は譲り渡しがあった場合も、記録する必要があります。
- ③ 伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記録されていない伝票とは別に綴ってください。
- ④ 第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲受について記録し、定期的に在庫確認をすることが望ましいです。

	物質名	商品名
第1種	セコバルビタールナトリウム	注射用アイナール・ナトリウム(0.2)
	メチルフェニデート塩酸塩	リタリン散1%・錠10mg コンサータ錠18mg・27mg・36mg
	モダフィニル	モデイオタール錠 100mg
第2種	アモバルビタール	イミタール原末
	ブプロピルフィン塩酸塩	レパタン注 0.2mg・0.3mg、レパタン坐剤 0.2mg・0.4mg ルスパンテープ 5mg・10mg・20mg ブプロピルフィン注 0.2mg・0.3mg
	フルニトラゼパム	サイレス錠 1mg・2mg、サイレス静注 2mg フルニトラゼパム錠 1mg・2mg
	ペンタゾシン	ソセコン錠 25mg、ソセコン注射液 15mg・30mg ペンタゾシン注射液 15mg・30mg ヘルタゾン錠 25mg
	パントバルビタールカルシウム	ラボナ錠 50mg

(令和2年3月現在)

8 薬局管理者の業務 (法第50条の20)

- (1) 薬局の管理者は、自ら向精神薬取扱責任者となるか又は営業所ごとに向精神薬取扱責任者を置かなければなりません。
- (2) 向精神薬取扱責任者は、向精神薬の譲り受け、譲り渡し、保管、廃棄、向精神薬に関する記録等が適切に行われ、法に違反する行為が行われないよう、薬局の従事者を監督しなければなりません。

9 立入検査

立入検査を行う職員は、身分証票を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。

10 その他

1. 容器の記載

薬局が向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「㊫」が表示されていますので、「㊫」の記載のない向精神薬を病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者等に譲り渡すことはできません。

なお、向精神薬を記載した処方せんを所持する者に向精神薬を譲り渡す場合は、薬袋等に「㊫」を記載する必要はありません。

2. 広告

向精神薬の広告は、医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞・雑誌により行う場合、その他主として医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者を対象として行う場合以外はできません。

3. 製造、製剤、輸出、輸入

- (1) 調剤（予製を含む。）する場合のほか、向精神薬を製造し、製剤し、小分けすることはできません。病院等の求めに応じて、その都度大包装の向精神薬を小包装に分割して販売する、いわゆる分割販売は小分けには該当しませんので、分割販売（向精神薬卸売業者としての譲り渡し）は可能ですが、小包装の容器には、次の事項を記載しなければなりません。

- ① 「㊫」の記号
- ② 成分たる向精神薬の品名及び分量又は含量
- ③ 向精神薬製造製剤業者又は向精神薬輸入業者の名称及び主たる事務所の所在地

[注意]

医薬品を分割販売する場合、医薬品医療機器等法の規定に基づく所定の表示が必要となりますが、上記②と③の表示については、医薬品医療機器等法の規定に基づく表示で満足しているものであれば、これを重複して表示する必要はありません。

(2) 向精神薬を輸出又は輸入することはできません。

ただし、法第50条の11及び規則第31条の規定により向精神薬卸売業者が、商品見本として向精神薬を輸出することはできます。この場合、第1種向精神薬にあつては厚生労働大臣の許可を受け、第2種向精神薬にあつては厚生労働大臣に輸出届出書を提出しなければなりません。

また、第2種向精神薬又は第3種向精神薬を輸出しようとする場合であつて相手国政府が日本国政府の輸出証明書を必要とするときは、あらかじめ向精神薬輸出証明書交付申請書を提出しなければなりません。

(3) 患者は、自己の疾病の治療の目的で1カ月分の量の向精神薬（注射剤を除く。）を携帯して出国又は入国することができます。

なお、処方せんの写し又は携帯する向精神薬の品名・数量について医師が証明する書面があれば、注射剤又は1カ月分以上の量の向精神薬を携帯して出入国することができます。

4. 承認条件

(1) メチルフェニデート製剤「リタリン錠/散」「コンサータ錠」の処方、施用（通知：塩酸メチルフェニデート製剤の使用にあたっての留意事項について（平成19年10月26日付け））

製造販売業者による流通管理が実施され、投薬する医師、医療機関、薬局が限定されています。薬局における調剤の際には、確認の上で調剤してください。

なお、リタリン錠及びコンサータ錠は薬局間で譲渡・譲受できません。

(2) ププレノルフィン経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方、施用

処方、使用にあたっては、処方医が本剤の適正使用講習を修了した医師である事を確認した上で調剤して下さい。

5. 不備又は不審な処方せんの取扱い（薬剤師法第24条）

処方せんに疑義がある場合、交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後で調剤してください。向精神薬を不正に入手（詐取）する目的で、不審な処方せん（例えば、カラーコピー、パソコン等により偽造されたもの、印影が不自然なもの）が薬局に持ち込まれる事がありますので、書式等が不自然な処方せんや遠隔地の医療機関の医師から発行された処方せんには十分注意してください。

6. 免許失効時の措置

薬局を廃止した場合等、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許が失効した場合に、向精神薬を現に所有する場合は50日以内に向精神薬取扱者に譲り渡すか、又は廃棄してください。

証紙添付欄

麻薬()者免許申請書

麻薬業務所	所在地	〒 -		
	名称	TEL - -		
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地	※		
	名称	※		
許可又は(<small>医師 歯科医師 獣医師 薬剤師</small>) 免許の番号		第 号	許可又は 免許の年月日	年 月 日
申請者(法人にあつては、その業務を行なう役員を含む)の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定より免許を取り消されたこと。			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
備 考		年 月 日付	業務所施用者数 (名)	
<p style="text-align: center;">上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 -</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p> <p style="text-align: center;">長崎県知事 様</p>				

(注意) 麻薬(管理・施用・研究)者が申請する場合は、申請者本人の個人印を押印すること。

備考※※	免許番号※※	受付欄※※	保健所受付欄※※
------	--------	-------	----------

現麻薬取扱者免許番号	業務所の開設者氏名(法人等の場合は代表者氏名)
第 号	

診 断 書

氏 名

年 月 日生

上記の者について、下記のとおり診断します。

1 精神機能

精神機能の障害

明らかに該当なし 専門家による判断が必要

専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に）

2 麻薬、大麻、あへんの慢性中毒又は覚せい剤の中毒

なし あり

年 月 日

病院、診療所又は
介護老人保健施設
等の名称

所在地

医師の氏名

印

記 載 要 領

1. 標題中（ ）の中には「卸売業者」「管理者」「施用者」「小売業者」「研究者」の別を記入すること。
2. ※印の欄は兼務する麻薬診療施設又は麻薬研究施設がある場合のみ記入すること。
3. 許可又は免許の番号の欄には、麻薬営業者の免許申請であるときは、医薬品医療機器等法の規定による許可証の番号を、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許申請であるときは、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許の登録番号を記載すること。
4. 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び年月日を記載すること。
5. 住所、氏名の欄は、免許申請者本人であること。ただし、麻薬営業者の免許の申請する法人であってはその名称を記載のこと。
6. ※※印の欄には記載しないこと。

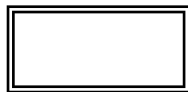
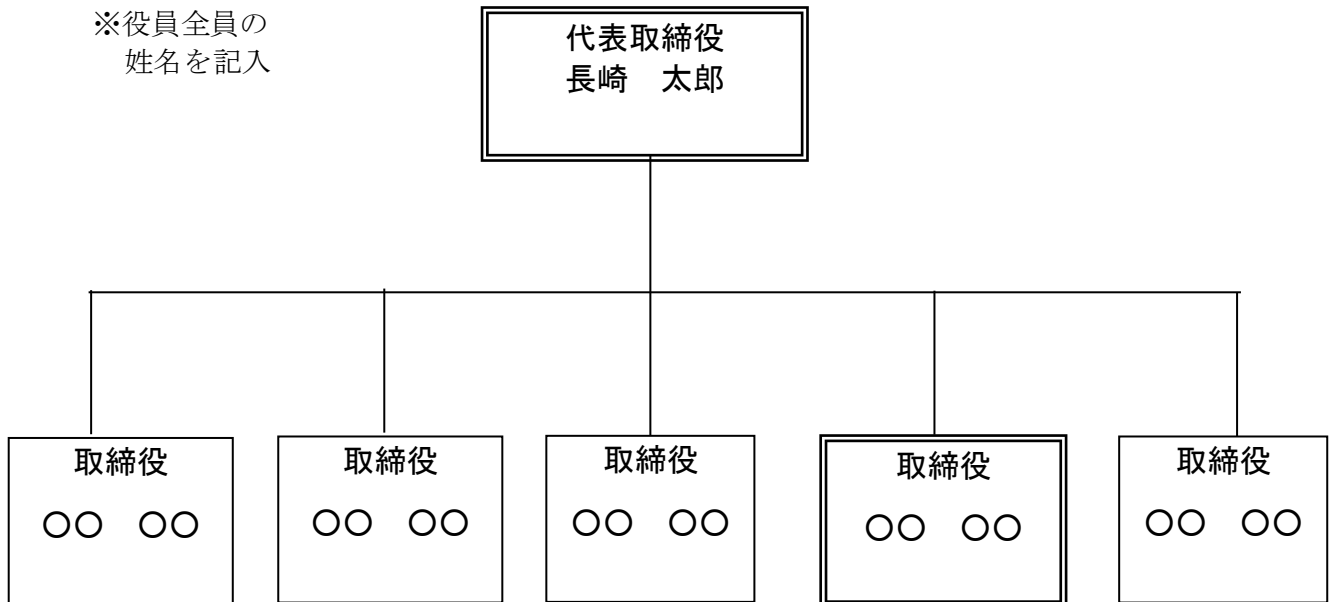
[麻薬関係業務を行う役員についての組織図（例）]

※法人の場合、組織規定図(原本)の提出が必要です。

※会社で作成している組織規定図・業務分掌表があれば、それを用いても差し支えありません。

株式会社〇〇 役員業務分担表

※役員全員の
姓名を記入



内が麻薬関係業務を行う役員であることを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇市〇〇町〇〇〇

氏名 株式会社〇〇

代表取締役 長崎 太郎

印

法人の場合は、登録された代表者印を
押印してください。

「麻薬関係業務を行う役員」とは次のことです。

- ① 合 名 会 社……定款に別段の定めがないときは社員全員
- ② 合 資 会 社……定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- ③ 株式会社（特例有限会社を含む）……代表取締役及び法の免許に係る業務を担当する取締役
- ④ 外 国 会 社……商法第817条にいう代表者
- ⑤ 民法法人、協同組合等……理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。

※「麻薬関係業務を行う役員」となった方全員の診断書が必要です。

※処理欄

麻薬取扱者免許証記載事項変更届遅延理由書

年 月 日

長崎県知事 様

麻薬業務所所在地
麻薬業務所名称
麻薬免許の種類 麻薬免許番号 第 号
氏 名 印
(法人にあっては名称)

麻薬及び向精神薬取締法第9条の規定により、麻薬取扱者は免許証の記載事項に変更を生じたとき、15日以内に、免許証を添えて届け出なければならないところ、下記事由により提出が遅れました。

今後、この様なことのないよう十分に注意いたしますのでよろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

記

遅延理由

(注意) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄

麻薬小売業者役員変更届

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬 業務所	所在地			
	名称			
変更年月日		年 月 日		
変更前				
変更後				
変更後の業務を行う 役員の欠格条項		(1)法第 51 条第 1 項の規定 により免許を取り消され たこと。		
		(2)罰金以上の刑に処せら れたこと。		
		(3)医事又は薬事に関する 法令又はこれに基づく処 分に違反したこと。		
備 考				
<p>上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名 (法人にあっては、名称) 印</p> <p>長崎県知事 殿</p>				

証紙添付欄

麻薬（ ）者免許証再交付申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名称		
氏名			
再交付の事由 及びその年月日			
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>フリガナ 氏名 印 (法人にあっては、名称)</p> <p>長崎県知事 様</p>			

(注意 1) 麻薬(管理・施用・研究)者が申請する場合は、申請者本人の個人印を押印すること。
(注意 2) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄

※処理欄

麻薬（ ）者業務（研究）廃止届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名称		
氏名			
業務（研究）廃止の事由 及びその年月日			
上記のとおり、業務(研究)を廃止したので免許証を添えて届け出ます。			
年 月 日			
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
届出義務者続柄 フリガナ 氏 名 印 (法人にあっては、名称)			
長崎県知事 様			

- (注意 1) 麻薬(管理・施用・研究)者が届出する場合は、届出者本人の個人印を押印すること。
(注意 2) 免許証を紛失して添付できないときは、免許証紛失届を提出すること。
(注意 3) 麻薬業務所でなくなった場合は、残余麻薬届の提出が必要であること。
(注意 4) 麻薬管理者を交代した場合は、麻薬管理引継書の提出が必要であること。
(注意 5) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄

※処理欄

麻薬取扱者業務廃止届遅延理由書

年 月 日

長崎県知事

様

麻薬業務所所在地

麻薬業務所名称

麻薬免許の種類

麻薬免許番号 第

号

氏 名

印

(法人にあっては名称)

麻薬及び向精神薬取締法第7条の規定により、麻薬取扱者は麻薬に関する業務又は研究を廃止したとき、15日以内に、免許証を添えて届け出なければならないところ、下記事由により提出が遅れました。

今後、この様なことのないよう十分に注意いたしますのでよろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

記

遅延理由

(注意) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄

残余麻薬譲渡届

県知事

殿

年 月 日

住所

届出義務者続柄

氏名（法人にあつては、名称）

㊤

麻薬及び向精神薬取締法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲渡者	麻薬取扱者	免許の種類		
		免許番号		
		氏名 (法人にあつては、名称)		
		麻薬業務所	所在地	
			名称	
		業務(研究)の廃止または免許の失効年月日		年 月 日
残余麻薬届出年月日		年 月 日		
譲受者	麻薬取扱者	麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
			氏名（法人にあつては、名称）	印
	麻薬取扱者	免許の種類		
		免許番号		
		氏名 (法人にあつては、名称)		
		麻薬業務所	所在地	
名称				
譲渡年月日			年 月 日	
譲渡麻薬の品名および数量	品名	数量	備考	

(注意) 届出者は、麻薬業務所の開設者（設置者）となること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

※処理欄

麻薬廃棄届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名称		
廃棄しようとする 麻薬	品 名	数 量	
廃棄の年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 届出義務者続柄 フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称) 長崎県知事 様 担当者： 電 話：			

(注意) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄

※処理欄

調剤済麻薬廃棄届

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日	
免 許 の 種 類		氏 名		
麻薬業務所	所 在 地			
	名 称			
廃 棄 し た 麻 薬	品 名	数 量	廃 棄 年 月 日	患 者 の 氏 名
廃 棄 の 方 法				
廃 棄 の 理 由				
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">印</p> <p style="text-align: center;">長崎県知事 様</p>				

(注意) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄

※処理欄

麻薬事故届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
麻薬業務所	所在地		
	名称		
事故が生じた麻薬	品 名	数 量	
事故発生の状況 〔事故発生年月日〕 〔場所、事故の種類〕			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称) 印 長崎県知事 様			

- (注意 1) 届出者は、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者となること。
(注意 2) 麻薬(管理・施用・研究)者が届出する場合は、届出者本人の個人印を押印すること。
(注意 3) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄

※処理欄

麻薬年間届訂正願

年 月 日

長崎県知事 様

麻薬業務所所在地

麻薬業務所名称

麻薬免許の種類 麻薬免許番号 第 号

氏 名 印
(法人にあっては名称)

麻薬及び向精神薬取締法（第46条、第47条、第48条、第49条）の規定に基づく届出済みの
年分の麻薬年間届について、下記理由により事実と異なる報告をしていましたので、別紙
のとおり訂正をお願いします。

記

訂正理由

(注意) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別 紙

(誤)

品名	単位	前 年 10月1日 在庫数量	前年10月1日から本年9月30日までの		本 年 9月30日 在庫数量	備考
			受入数量	払出数量		

(正)

品名	単位	前 年 10月1日 在庫数量	前年10月1日から本年9月30日までの		本 年 9月30日 在庫数量	備考
			受入数量	払出数量		

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地		
			名 称		
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
			氏名（法人にあつては、名称）	印	
		②	麻薬業務所	所在地	
				名 称	
	申 請 者		住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
			氏名（法人にあつては、名称）	印	
	③		麻薬業務所	所在地	
				名 称	
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
			氏名（法人にあつては、名称）	印	
備 考					

都道府県知事

殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙様式 1 に記載すること。

(別紙様式1)

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
			氏名（法人にあつては、名称）	印
	②	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
			氏名（法人にあつては、名称）	印
	③	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
			氏名（法人にあつては、名称）	印
	④	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
			氏名（法人にあつては、名称）	印

(注意)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 余白には、斜線を引くこと

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

許可年月日		年 月 日		許可番号		
変更・免許の失効を生じた麻薬業務所	変更前	麻薬業務所		所在地		
				名称		
		住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地			
		氏名	法人にあつては、名称			
	変更後	麻薬業務所名称				
		住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地			
		氏名	法人にあつては、名称			
	変更・免許の失効の事由及びその年月日					
	<p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けている麻薬業務所に変更・免許の失効を生じたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>①麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>②麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>都道府県知事 殿</p>					

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべてを記載することができないときは、別紙様式5に記載すること。

(別紙様式5)

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
追加する麻薬小売業者	麻薬業務所	所在地	
		名称	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	
<p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるので届け出ます。他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡します。</p> <p>年 月 日</p> <p>①麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>②麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>③麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 印</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべてを記載することができないときは、別紙様式 5 に記載すること。
- 3 追加する小売業者については、追加する小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。

(別紙様式6)

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号		第	号	許可年月日	年	月	日
麻薬 業務 所	所在地						
	名称						
再交付の事由 及びその年月日							
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。							
年 月 日							
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）							
氏名（法人にあつては、名称）							印
都道府県知事				殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合には、当該許可書を添付すること。

(別紙様式7)

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
返納の事由			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。			
年 月 日			
麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			印
麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			印
都道府県知事		殿	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙様式5に記載すること。

(別紙様式3)

麻薬譲受確認書					年 月 日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地				
	名称				
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地				
	名称	印			
品名	内容	量	筒数	数	量備考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 在庫の不足のために麻薬を調剤することができなかった処方せんの写しを添付すること。
- 4 麻薬を譲受する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設者印とすること。

(別紙様式4)

麻薬譲渡確認書					年	月	日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地						
	名	称	印				
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地						
	名	称					
品名	容	量	筒数	数	量	備考	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 麻薬を譲渡する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設者印とすること。

麻薬関係各種申請・届・業務等一覧

	提出(業務)義務者				提出先	※ 提出 部 数	提出時期 (事由が発生してから)	内 容	
	病院・診療施設			麻 薬 小 売 業 者					
	開 設 者	麻 薬 管 理 者	麻 薬 施 用 者						医 師
麻薬免許申請者		○	○		○	知 事	2 部	事前申請 有効期限満了後引き続き取り扱う場合は満了前	免許を申請するとき
免許証再交付申請書		○	○		○	知 事	2 部	1 5 日以内	免許を亡失又はき損したとき
免許証記載事項変更届		○	○		○	知 事	2 部	1 5 日以内	免許証に記載されている名称、氏名、住所等を変更したとき（但し麻薬施用者、研究者にあっては県内における業務所の移転又は勤務場所の変更も変更届で処理できる。）
業務廃止届		○	○		○	知 事	2 部	1 5 日以内	免許有効期間内に業務を廃止したとき
免許証返納届		○	○		○	知 事	2 部	1 5 日以内	免許有効期限が満了したとき又は行政処分を受け免許を取り消されたとき
残余麻薬届	○				○	知 事	2 部	1 5 日以内	免許の効力を失う、又は麻薬診療施設でなくなったとき
残余麻薬譲渡届	○				○	知 事	2 部	(事由が生じてから 5 0 日以内に譲渡し譲渡完了後) 1 5 日以内	麻薬診療施設でなくなり所有する麻薬を他の麻薬診療施設等に譲渡したとき
麻薬廃棄届	○				○	知 事	2 部	麻薬を廃棄したいとき（但し業務廃止に伴う場合はできるだけすみやかに）	陳旧化・変質・破損・誤調剤等により患者に交付しない麻薬を廃棄したいとき
調剤済麻薬廃棄届	○				○	知 事	2 部	廃棄後 3 0 日以内	麻薬処方せんにより調剤された麻薬（麻薬施用者自らが調剤した麻薬を含む）を廃棄したとき
麻薬小売業者間譲渡許可申請書					○	知 事	※※	事前申請	法第 24 条第 12 項第 1 号の規定により麻薬を譲渡譲受したいとき
麻薬譲渡許可申請書	○				○	地方厚生局長	2 部	事前申請	法第 24 条第 10 項の規定により麻薬を譲渡したいとき
麻薬事故届		○	△		○	知 事	2 部	すみやかに	麻薬を紛失、破損その他の事故が生じたとき
麻薬年間届		○	△		○	知 事	2 部	1 1 月 3 0 日までに	前年の 1 0 月 1 日からその年の 9 月 3 0 日までの麻薬取扱量の報告
麻薬中毒者診断書			○	○		知 事	2 部	すみやかに	医師が麻薬中毒者を診断発見したとき
麻薬中毒者転帰届			○	○		知 事	2 部	すみやかに	医師が麻薬中毒者を診断したものが転帰したとき
麻薬受 払帳簿	受払の記録		○	△					麻薬の受払いの記録
	2 年間保存	○			○				麻薬受払い簿を最終記載の日から 2 年間保存すること
診療録・処方せんの記載			○						麻薬の施用に関する記録

※・・・ 提出部数は、長崎市、佐世保市にあっては薬務行政室に一部提出して下さい。

※※・・・申請する麻薬小売業者の数に 1 を加えた部数

△・・・ 麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては、麻薬施用者が届出義務者となります。